

2019年
CTG

建設労働本部夏季闘争速報

No. 6 / 2019年7月16日

〒060-0909 札幌市東区北9条
東1丁目北海道労働センター2F
TEL. 011(711)7377
FAX. 011(711)7388
e-mail/kenkoro-do@nifty.com

7・9最賃アクション 〈時給1500円〉〈全国一律制〉に

7月9日に開かれた第2回北海道地方最低賃金審議会にむけて、道労連が会場の第1合同庁舎前でアピール行動をおこないました。道労連の三上議長は「政府は年金だけでは老後の生活ができないから2000万円貯めろというが、最低賃金水準で働く労働者の年金はもっと低い。政治を変えて、時給1,500円・全国一律最賃制を実現しよう」と訴えました。

道本部建設部会が開発局と交渉 労務単価・有給休暇など適正な賃金・労働条件求める

道本部建設部会は6月24日に、建設労働者の適正な賃金・労働条件の確保などを求めて北海道開発局と交渉しました。道本部の宮澤書記次長、建設部会3役など5人が参加し、開発局からは事業振興部工事管理課、同技術管理課、同建設産業課、建設部道路建設課の各課長補佐などが対応しました。

交渉では、今年の公共工事設計労務単価の公表にあたって「下請代金に必要経費分を計上しない、又は下請け代金から値引くことは不当行為です」と踏み込んだ内容が書き加えられた点について、局として通達や指導をおこなっているかを質しましたが「とくにあらためてというものは出していない」との回答でした。今年4月から「年5日の年次有給休暇付与が義務化」されたことにもなう開発局としての対応について「各企業において就業規則の整備をおこなっている段階だと思う。今後注視したい」と回答しましたが、「季節雇用では繁忙期の秋から冬にかけて権利が発生する。就業規則を定めなくてもいい事業所もあるので取得が難しい。局発注の工事で『先行的付与』なども検討してほしい」と求めたのに対し「趣旨は理解した」と述べました。

北海道建設アスベスト第2陣訴訟 11月8日結審

7月4日、札幌地裁で「北海道建設アスベスト第2陣訴訟」の第23回口頭弁論が開かれ、高木勝己裁判長は「11月8日の次回期日で結審予定」と発言しました。弁護団は、結審にむけて最終準備書面をまとめる作業をすすめることとなります。

すべての争議解決「1の日」行動

7月1日、JR札幌駅南口で7月の「すべての争議解決・1の日行動」がおこなわれ、福祉保育労明啓院分会とべつかい柏の実保育園のたたかい、自交総連の札幌交通労組・江別ハイヤー・東交通のたたかい、医労連恵和会労組のたたかい、医療一般北の台クリニック分会のたたかひの報告と支援の訴えがありました。

また、これに先立って「北の鉄路存続を求める会」の小室事務局長が、この日おこなわれた国の運輸審議会の公聴会の状況を報告し、「道民に負担を強いるJR北海道の大幅運賃値上げ中止を求める道民署名」を訴えました。